

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の<u>認定</u>の技術的基準</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項（採取場において有機農産物又は有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）を採取する場合にあっては、(1)から(3)に掲げる事項を除く。）について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(5) 収穫、<u>受入れ</u>、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の<u>収穫及び受入れ</u>以後の工程に係る管理に関する事項</p> <p>(1)～(7) （略）</p>	<p>有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の<u>認定</u>の技術的基準</p> <p>一 生産及び保管に係る施設</p> <p>1 生産に係る施設</p> <p>(1) ほ場、栽培場又は採取場が、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）第4条の表ほ場の項、栽培場の項又は採取場の項の基準に適合していること。ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、ほ場の項基準の欄1の「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあってはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 育苗を行う場所が、有機農産物規格第4条の表ほ場の項又は育苗管理の項の基準に適合していること。</p> <p>2 保管に係る施設</p> <p>有機農産物規格第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。</p> <p>(1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>(2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>(3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導</p> <p>2 次の事項（採取場において有機農産物又は有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）を採取する場合にあっては、(1)から(3)に掲げる事項を除く。）について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) 種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。）又は種菌の入手に関する事項</p> <p>(2) スプラウト類を栽培施設で生産する場合にあっては、種子の殺菌に関する事項</p> <p>(3) 肥培管理、栽培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項</p> <p>(4) 生産に使用する機械及び器具に関する事項</p> <p>(5) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する事項</p> <p>(6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の</p>

(8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項

(9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

### 3・4 (略)

## 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

### 1 (略)

### 2 生産行程管理責任者

(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。

(2) (略)

## 四 格付の実施方法

1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

(1)～(5) (略)

(6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

### 2・3 (略)

保存期間に関する事項

(7) 苦情処理に関する事項

(8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項

(9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

## 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

### 1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で農業生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であつて、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

(3) 農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

### 2 生産行程管理責任者

(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。

(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として1人選任されていること。

## 四 格付の実施方法

1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

(1) 生産行程についての検査に関する事項

(2) 格付の表示に関する事項

(3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項

(4) 出荷後に有機農産物又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

(5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項

(6) 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切

五 (略)

六 認証生産行程管理者等の生産に係る施設

ほ場、栽培場又は採取場に、日本農林格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者又は同法第30条第2項の規定による認証を受けた外国生産行程管理者の責に帰さない事由により使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときにあっては、一の1の(1)の規定の適用に当たっては、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。

に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。

- 3 名称の表示が、有機農産物にあっては有機農産物規格第5条に定める方法で、有機飼料にあっては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第5条に定める方法で適切に行われることが確実と認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者

格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において有機農産物又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合にあっては、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

六 認定生産行程管理者等の生産に係る施設

ほ場、栽培場又は採取場に、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は同法第19条の3の規定による認定を受けた外国生産行程管理者の責に帰さない事由により使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときにあっては、一の1の(1)の規定の適用に当たっては、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。

有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1831号）  
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の<u>認定</u>の技術的基準</p> <p>一 （略）</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 外国（<u>日本農林規格等に関する法律施行規則</u>（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（有機飼料（同等国格付飼料を原材料として使用するものに限る。）を生産する場合に限る。）</p> <p>(3)～(7) （略）</p> <p>(8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の<u>認定機関</u>（<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>をいう。以下同じ。）への通知に関する事項</p> <p>(9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての<u>認定機関</u>による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の<u>認定</u>の技術的基準</p> <p>一 生産及び保管に係る施設</p> <p>製造、加工、包装、保管その他の工程に係る施設が、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。以下同じ。）にあつては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。</p> <p>(1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>(2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあつては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>(3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) 原材料及び添加物の受入れ及び保管並びに格付の表示の確認に関する事項</p> <p>(2) 外国（<u>農林物資の規格化等に関する法律施行規則</u>（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（有機飼料（同等国格付飼料を原材料として使用するものに限る。）を生産する場合に限る。）</p> <p>(3) 原材料及び添加物の配合割合に関する事項</p> <p>(4) 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理に関する事項</p> <p>(5) 製造、加工、包装、保管その他の工程に使用する機械及び器具に関する事項</p> <p>(6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</p> <p>(7) 苦情処理に関する事項</p> <p>(8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の<u>認定機関</u>（<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>をいう。以下同じ。）への通知に関する事項</p> <p>(9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての<u>認定機関</u>による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。</p>

### 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

#### 1 (略)

#### 2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機加工食品又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。

#### (2) (略)

### 四 格付の実施方法

- 1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

#### (1)～(5) (略)

- (6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

#### 2・3 (略)

### 五 (略)

- 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

### 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

#### 1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

#### 2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機加工食品又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機加工食品又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了したものが、生産行程管理責任者として、1人選任されていること。

### 四 格付の実施方法

- 1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 生産行程についての検査に関する事項
- (2) 格付の表示に関する事項
- (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- (4) 出荷後に有機加工食品又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- (6) 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。

- 3 有機加工食品にあつては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で、有機飼料にあつては名称の表示が有機飼料の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実と認められること。

### 五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者

格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において有機加工食品又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から格付責任者として1人選任されていること。

有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1832号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の<u>認定</u>の技術的基準</p> <p>一 生産及び保管に係る施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有機畜産物の生産に使用する飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）を自ら生産する場合にあっては、有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の<u>認定</u>の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）の一に掲げる基準に適合していること。</p> <p>3 (略)</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 外国（<u>日本農林規格等に関する法律施行規則</u>（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（同等国格付飼料を給与する場合に限る。）</p> <p>(6)～(18) (略)</p>	<p>有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の<u>認定</u>の技術的基準</p> <p>一 生産及び保管に係る施設</p> <p>1 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号。以下「有機畜産物規格」という。）第4条の表畜舎又は家きん舎の項及び野外の飼育場の項の基準に適合した施設であり、かつ、同表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造である施設であり、適切に清掃されていること。</p> <p>2 有機畜産物の生産に使用する飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）を自ら生産する場合にあっては、有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の<u>認定</u>の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）の一に掲げる基準に適合していること。</p> <p>3 有機畜産物の生産に使用する飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）を自ら生産する場合にあっては、有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造である施設であり、適切に清掃されていること。</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。</p> <p>(1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>(2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>(3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) 畜舎又は家きん舎及び野外の飼育場の管理に関する事項</p> <p>(2) 飼養の対象とする家畜又は家きんの入手に関する事項</p> <p>(3) 飼養の対象とする家畜又は家きんの個体又は群ごとの識別（牛又は馬を飼養する場合にあっては、個体ごとの識別に限る。）に関する事項</p> <p>(4) 飼料の入手又は生産に関する事項</p> <p>(5) 外国（<u>農林物資の規格化等に関する法律施行規則</u>（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（同等国格付飼料を給与する場合に限る。）</p> <p>(6) 飼料の給与に関する事項</p> <p>(7) 家畜又は家きんの健康管理に関する事項</p>

(16) と殺、解体、受入れ、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理に関する事項

(19) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項

(20) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3・4 （略）

### 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

1 （略）

#### 2 生産行程管理責任者

(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。

(2) （略）

(8) 野外の飼育場への放牧に関する事項

(9) 家畜又は家きんに対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置に関する事項

(10) 人工照明による日長の延長に関する事項（採卵鶏を飼養する場合に限る。）

(11) 繁殖方法に関する事項

(12) 家畜又は家きんの排せつ物の管理に関する事項

(13) 家畜又は家きんの輸送に関する事項

(14) 搾乳に関する事項（乳を生産することを目的として乳牛又は山羊を飼養する場合に限る。）

(15) 生産に使用する機械及び器具に関する事項

(16) と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理に関する事項

(17) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項

(18) 苦情処理に関する事項

(19) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項

(20) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

### 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産及び保管に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であつて、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

(3) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。

(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として、1人選任されていること。



#### 四 格付の実施方法

1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

(1)～(5) (略)

(6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

2・3 (略)

#### 五 (略)

#### 四 格付の実施方法

1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

(1) 生産行程についての検査に関する事項

(2) 格付の表示に関する事項

(3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項

(4) 出荷後に有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

(5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項

(6) 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

3 名称の表示が、有機畜産物規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

#### 五 格付を担当する者の資格及び人数

##### 1 格付担当者

格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において有機畜産物の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

##### 2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1833号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の<u>認定</u>の技術的基準</p> <p>一 <u>小分けし</u>及び格付の表示を付するための施設 1・2（略）</p> <p>二 小分けの実施方法 1（略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)～(6)（略）</p> <p>(7) 小分けの実施状況についての<u>認定機関</u>（<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>3・4（略）</p>	<p>有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の<u>認定</u>の技術的基準</p> <p>一 <u>小分けし</u>、及び格付の表示を付するための施設 1 小分けのための施設 小分けのための施設が、有機農産物にあつては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機飼料にあつては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機畜産物にあつては有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準に従い小分けを行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。</p> <p>2 格付の表示のための施設 格付の表示の管理のための施設であること。</p> <p>二 小分けの実施方法 1 三の2に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせること。 (1) 小分けに関する計画の立案及び推進 (2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1) 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物（以下「有機食品等」という。）の受入れ及び保管に関する事項 (2) 小分け前の有機食品等の格付の表示の確認に関する事項 (3) 小分けの方法に関する事項 (4) 小分けに使用する機械及び器具に関する事項 (5) 小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項 (6) 苦情処理に関する事項 (7) 小分けの実施状況についての<u>認定機関</u>（<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>3 内部規程に従い小分けに関する業務を適切に行うこと。 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。</p>

三 小分けを担当する者の資格及び人数

1 (略)

2 小分け責任者

- (1) 小分け担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が小分け責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了していること。
- (2) (略)

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

1 (略)

2 格付の表示の実施方法

- (1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
- ア～エ (略)

- オ 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- (2)・(3) (略)

五 (略)

三 小分けを担当する者の資格及び人数

1 小分け担当者

小分けを担当する者（以下「小分け担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

2 小分け責任者

- (1) 小分け担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が小分け責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了していること。
- (2) 小分け担当者が複数置かれている場合にあつては、小分け担当者の中から、講習会において小分けに関する課程を修了した者が、小分け責任者として、1人選任されていること。

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 格付の表示の実施方法

- (1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

ア 格付の表示に関する事項

イ 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項

ウ 出荷後に有機農産物、有機加工食品、有機飼料又は有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

エ 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項

オ 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

- (2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

- (3) 有機農産物にあつては名称の表示が有機農産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機加工食品にあつては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で、有機飼料にあつては名称の表示が有機飼料の日本農林規格第5条に定める方法で、有機畜産物にあつては名称の表示が有機畜産物の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（格付表示担当者）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1834号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の<u>認証</u>の技術的基準</p> <p>一（略）</p> <p>二 輸入品の受入れ及び保管の実施方法</p> <p>1（略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外国（日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「施行規則」という。）第37条に定める国に限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして施行規則第38条に基づき公示したものによって発行された証明書の確認に関する事項</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>(5) 輸入品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての<u>認証機関</u>（<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>(6)（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>三 輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数</p> <p>1（略）</p>	<p>有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の<u>認定</u>の技術的基準</p> <p>一 輸入品の受入れ及び保管のための施設</p> <p>有機農産物にあつては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準、有機農産物加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い輸入品の受入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。</p> <p>二 輸入品の受入れ及び保管の実施方法</p> <p>1 三の2に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせること。</p> <p>(1) 輸入品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進</p> <p>(2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) 有機農産物又は有機農産物加工食品の受入れ、保管及び包装に関する事項</p> <p>(2) 外国（農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「施行規則」という。）第37条に定める国に限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして施行規則第38条に基づき公示したものによって発行された証明書の確認に関する事項</p> <p>(3) 輸入品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</p> <p>(4) 苦情処理に関する事項</p> <p>(5) 輸入品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての<u>認定機関</u>（<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>(6) 包装に使用する機械及び器具に関する事項</p> <p>3 内部規程に従い輸入品の受入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行うこと。</p> <p>4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。</p> <p>三 輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 受入保管担当者</p> <p>輸入品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下「受入保管担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者</p>

## 2 受入保管責任者

- (1) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了していること。
- (2) （略）

## 四 格付の表示を付する組織及び実施方法

### 1 （略）

### 2 格付の表示の実施方法

- (1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。  
ア～エ（略）

オ 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

カ 格付の表示に関する事務の一部を、指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる外国の格付の制度に基づいて認証機関の認証に相当する行為を受けた者に委託する場合にあつては、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）の監督に関する事項

- (2)・(3)（略）

## 五 （略）

## 2 受入保管責任者

- (1) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了していること。
- (2) 受入保管担当者が複数置かれている場合にあつては、受入保管担当者の中から、講習会において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者として、1人選任されていること。

## 四 格付の表示を付する組織及び実施方法

### 1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

### 2 格付の表示の実施方法

- (1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

ア 格付の表示に関する事項

イ 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項

ウ 出荷後に有機農産物又は有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

エ 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項

オ 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

カ 格付の表示に関する事務の一部を、指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる外国の格付の制度に基づいて認定機関の認定に相当する行為を受けた者に委託する場合にあつては、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）の監督に関する事項

- (2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

- (3) 有機農産物にあつては名称の表示が有機農産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機農産物加工食品にあつては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

## 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（以下「格付表示担当者」という。）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。また、受託者に、格付表示担当者を補佐する者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。